

11 各種書式作成例

[作成例① 「資料提出命令」]

〇〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部

〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

資 料 提 出 命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

名 称 麻雀〇〇〇 (〇〇〇ビル7階)

用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、〇〇ビル7階麻雀〇〇〇部分の賃貸借契約書を〇〇消防署に提出すること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例②「報告徴収書」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

報 告 徴 収 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を平成〇〇年〇月〇日までに、〇〇消防署に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

〇〇〇ビルにおける従業者の数

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例③「質問調書」]

質 問 調 書

質問実施日時 開始 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ
終了 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ

防火対象物の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

同 名 称

上記の防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次
のように供述した。

被質問者住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (〇〇 歳)

職業 (職名)

(裏)

(被質問者名) 〇 〇 〇 〇 印

上記のとおり録取して読み聞かせ (閲覧させ) たところ、誤りのないことを
申し立て、各葉の欄外に押印した上、末尾に署名 (押 (指) 印) した。

(上記のとおり録取して読み聞かせ (閲覧させ) たところ、誤りのないこと
を申し立て、各葉の欄外に押印及び末尾の署名押印を拒否した。)

〇〇年〇〇月〇〇日

録取者 〇〇消防署 (階級) 〇〇〇〇 印

記録者 (階級) 〇〇〇〇 印

[作成例④「違反調査報告書」]

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
〇〇消防署長 殿			
(階級) 〇 〇 〇 〇 印			
違 反 調 査 報 告 書			
違 反 者	住 所		
	氏 名 生 年 月 日	〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇歳	〇〇商事 代表取締役社長
対 象 物 の 状 況	所 在		
	名 称	〇〇ビル(レストラン〇〇)	規模・構造 地上3階 耐火構造 延面積 1、123 m ²
	用 途	3項ロ	
違反条項	消防法第8条第1項		
違反の概要 (発生事由・ 経過等)	上記ビルは1～2階を飲食店、3階を事務所兼倉庫として使用しているが、〇年〇月〇日に従前の防火管理者（支配人〇〇〇〇）が解雇され、以後防火管理者が未選任となっている。		
参 考 事 項 (査 察 経 過 等)	平成〇〇年〇〇月〇〇日査察実施…査察結果通知書交付（指摘事項：防火管理者未選任、消防計画未修正）		

[作成例⑤「防災物品使用警告」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
医療法人 〇〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

警 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 医療法人〇〇〇病院
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の3第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第5条第1項の規定に基づく命令を行うことがある。命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、病室で使用している全てのカーテンを防災性能を有するものにする事。

[作成例⑥「消防用設備等設置の警告」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

警 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。(消防法施行令第21条第1項第3号)

[作成例⑦「受領書」]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇消防署長

〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

受 領 書

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付け 〇〇第 〇〇号の 警告書 命令書 は確かに
受領しました。

[作成例⑧「防火管理者選任命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第3項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第42条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者を定めること。

2 命令の理由

消防法第8条第1項の規定に基づく防火管理者が定められていないこと。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑨「消防計画作成(届出) 命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、消防計画作成させ、〇〇消防署長に届け出ること。

2 命令の理由

消防法第8条第1項の規定に基づく消防計画作成及び届け出がないこと。(消防施行規則第3条第1項)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑩「避難施設等適正管理命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

- (1) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、1階東側階段防火戸前に存置されている商品を除去させること。
- (2) 平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に、3階西側階段に存置されている商品を除去させること。

2 命令の理由

次に示す避難又は防火上必要な設備の維持管理を適正に行っていないこと。

- (1) 1階東側階段防火戸前に商品を存置し、防火戸の閉鎖障害となっていること。
(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項)
- (2) 3階西側階段に商品を存置していること。(法第8条第1項、第8条の2の4、消防法施行規則第3条第1項第4号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例①「消防用設備等点検整備命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第2号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検及び整備させること。

- (1) 消火器
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 避難器具
- (4) 誘導灯

2 命令の理由

消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されていないこと。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑫「統括防火管理者選任命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2第1項違反と認めるので、消防法第8条の2第5項の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、統括防火管理者を定めること。

2 命令の理由

消防法第8条の2第1項の規定に基づく統括防火管理者が定められていないこと。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑬「全体についての消防計画作成(届出) 命令」]

〇〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2第1項違反と認めるので、消防法第8条の2第6項の規定により下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇月〇日までに、統括防火管理者に、全体についての消防計画作成させ、〇〇消防署長に届け出ること。

2 命令の理由

消防法第8条の2第1項の規定に基づく全体についての消防計画作成及び届け出がないこと。(消防施行規則第4条第1項)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑭「防災物品使用命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の3の2第1項の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、診療室で使用している全てのカーテンを防災性能を有するものにすること。

2 命令の理由

診療室で使用している全てのカーテンは、消防法第8条の3第1項の規定に基づく防災性能を有していないことから、火災の予防に危険であること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑮「消防用設備等設置命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第5号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、2階部分に自動火災報知設備を設置すること。

2 命令の理由

2階部分は、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第3号)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑩「消防用設備等維持命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、消防法第17条の4第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第12号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、3階の避難器具を使用できるように改修すること。

2 命令の理由

- (1) 自動火災報知設備の予備電源の電圧が1V（電圧計の赤線未満）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第4号ロ）
- (2) 3階の避難器具が使用不能（緩降機の取付具が破損）であること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第27条第1項第6号ハ）

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑩「使用禁止命令(その1)」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置を講じるとともに、当該措置が講じられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。

2 命令の理由

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑱「使用禁止命令(その2)」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物の4階部分の使用を禁止すること。

- (1) 4階に避難器具を設置すること。
- (2) 全ての階の階段と居室との間に防火戸を設置すること。
- (3) 4階部分に開口部を設置すること。
- (4) 3階から4階にかけての踊り場から4階までの階段に存置しているビールケース1箱、化繊製衣装30着、プラスチック系ごみ7袋(70リットル入り)、木製下駄箱(60×35×90センチメートル)を除去すること。

2 命令の理由

(1)から(4)までの法令違反が併存し、火災が発生したならば人命に危険であると認めること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例⑱「吏員による使用停止命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 △△△ (〇〇〇ビル)
用 途 〇〇〇

火災の予防に危険であると認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

防火上安全な措置が講ぜられるまでの間、卓上こんろの使用を停止すること。

2 命令の理由

3階△△△における厨房の卓上こんろに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していることは、火災の予防に危険であると認めること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例②「吏員による措置命令」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 △△△ (〇〇〇ビル)
用 途 〇〇〇

火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2階階段室内におけるロッカー、ダンボール、ビールケースを即時に除去すること。

2 命令の理由

2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケースが存置されていることが火災の予防に危険であること並びに消火、避難その他の消防の活動に支障となることと認めること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例㉑「告発書(その1)」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部(警察署)
司法警察員(階級) 〇〇〇〇殿

(〇〇地方検察庁
検事正 〇〇〇〇殿)

〇 〇 消防本部(消防署)

消 防 長
(消防署長) 〇 〇 〇 〇 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

1 被告発人

- | | | |
|-------------|---|-------------------|
| (1) 本 | 籍 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 |
| (2) 住 | 所 | 同 上 |
| (3) 氏 | 名 | 〇 〇 〇 〇 |
| (4) 生 年 月 日 | | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) |
| (5) 職 | 業 | 会社役員(株式会社〇〇代表取締役) |

2 罪名及び適用法条項

- 〇 防火管理者選任命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

(消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の2第1項(第2項))

消防法第8条第3項

消防法第42条第1項第1号

- 防火管理者届出義務違反の場合
消防法違反
消防法第8条第1項
〔消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の2第1項(第2項)〕
消防法第8条第2項
消防法第44条第8号
- 消防計画作成(届出)命令違反の場合
消防法違反
消防法第8条第1項
〔消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の3第1項(第2項)
消防法施行令第3条の2第1項
消防法施行規則第3条第1項〕
消防法第8条第4項
消防法第41条第1項第2号
- 防火管理業務適正執行命令違反の場合
消防法違反
消防法第8条第1項
〔消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の3第1項(第2項)
消防法施行令第3条の2第2項
消防法施行規則第3条第1項第(〇〇)号〕
消防法第8条第4項
消防法第41条第1項第2号
- 消火及び避難訓練実施命令違反の場合
消防法違反
消防法第8条第1項
〔消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の3第1項(第2項)
消防法施行令第3条の2第2項
消防法施行規則第3条第10項〕
消防法第8条第4項
消防法第41条第1項第2号

- 防火対象物定期点検報告義務違反の場合

消防法違反

消防法第8条の2の2第1項

（消防法施行令第4条の2の2第1号（第2号））

消防法施行規則第4条の2の4第1項、第2項、第3項

消防法施行規則第4条の2の6第1項（第2項）

消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第8号）

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第12号）

消防法第44条第11号

- 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

（消防法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の7

消防法施行規則第4条の2の7第3項第三号に規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第13号）

消防法第44条第3号

- 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条の2の2第3項

（消防法施行規則第4条の2の7

消防法施行規則第4条の2の7第3項第三号に規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第13号）

消防法第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

- 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

（消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第44条第3号

- 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合

消防法違反

（消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項

消防法第44条第17号

- 防災性能品使用命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条の3第1項

消防法施行令第4条の3第1項（、第2項）、第3項、第4項、第5項

消防法施行規則第4条の3（、第2項）（、第3項）

消防法第5条

消防法第39条の3の2第1項

- 消防用設備等点検報告義務違反の場合

消防法違反

消防法第17条の3の3

消防法施行令第36条第2項第1号

消防法施行規則第31条の6第1項、第3項第1号、第4項、第5項

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号)

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第10号)

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

消防法第44条第11号

- 消防用設備等設置命令違反の場合

消防法違反

消防法第17条第1項（、第2項）

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号（、第30条第1項（、第2項）、第37条第〇〇号）

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

（〇〇の技術上の規格を定める省令）

（〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）

消防法第17条の4第1項

消防法第41条第1項第5号

○ 消防用設備等維持命令違反の場合

消防法違反

消防法第17条第1項(、第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号)

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

(〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第17条の4第1項

消防法第44条第12号

○ 資料提出命令違反の場合

消防法違反

消防法第4条第1項

消防法第44条第2号

○ 報告命令違反の場合

消防法違反

消防法第4条第1項

消防法第44条第2号

○ 使用停止命令違反の場合

(7) 消防法違反

消防法第17条第1項(、第2項)

消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号(、第30条第1項(、第2項)、第37条第〇〇号)

消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

(〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

(〇〇市(町村) 火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

(1) 消防法違反

建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号

建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号の基準(昭和年月日建設省告示第〇〇号)第

〇〇第〇〇号

消防法第5条の2第1項第1号

消防法第39条の2の2第1項

(ウ) 消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第1条の2第3項、第4項
消防法施行規則第1条の2第1項(第2項)
消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号
消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号

消防法第9条

(〇〇市火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号)

消防法第5条の2第1項第2号

消防法第39条の2の2第1項

○ 防災管理者選任命令違反

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項
消防法施行令第46条
消防法第36条第1項において準用する同法第8条第3項
消防法第42条第1項第1号

○ 防災管理業務適正執行命令違反の場合

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項

消防法施行令第46条
消防法施行令第48条
消防法施行規則第51条の8第1項(第〇号)
消防法第36条第1項において準用する同法第8条第4項

消防法第41条第1項第2号

○ 防災管理点検報告義務違反の場合

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項

消防法施行令第46条
消防法施行規則第51条の12第1項、第2項
消防法施行規則第51条の14
消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成20年9月24日消防庁告示第19号)
消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理の点検基準に係る事項等を定める件

消防法第44条第11号

- 防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第1項、第2項、第3項

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第44条第3号

- 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の17において準用する同規則第4条の2の9第1項、第2項

消防法第44条第3号

- 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の18

消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）

消防法第44条第3号

- 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示違反の場合

消防法違反

消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項

消防法施行規則第51条の19

消防法第44条第3号

- 防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合
 消防法違反
 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第3項
 [消防法施行規則第51条の15
 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）
 消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項
 消防法第44条第17号]
- 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合
 消防法違反
 消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第3項
 消防法施行規則第51条の17
 [消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第8項において準用する同法第8条の2の2第4項
 消防法第44条第17]
- 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合
 消防法違反
 消防法第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項
 [消防法施行規則第51条の18
 消防法施行規則第51条の15において準用する同規則第4条の2の7第3項第3号及び同規則第51条の18第3項第3号の規定に基づき、防災管理対象物の点検済表示に記載する事項並びに防火対象物の点検及び防災管理対象物の点検済表示に記載する事項を定める件（平成20年9月24日消防庁告示第23号）
 消防法第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項
 消防法第44条第17号]
- 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令違反の場合
 消防法違反
 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第3項
 [消防法施行規則第51条の19]
 消防法第36条第5項において準用する同法第8条の2の2第4項
 消防法第44条第3号

3 違反事実（注 ホテルの場合の記載例である。）

○ 防火管理者選任命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第1項の規定に基づき同ホテルの防火管理者を定める義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、防火管理者を定めるよう消防法第8条第3項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも防火管理者を定めなかったものである。

○ 防火管理者届出義務違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であることから、消防法第8条第2項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を〇〇消防署長に届け出る義務があるにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも届け出なかったものである。

○ 消防計画作成命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして消防計画作成させ、消防署長へ届け出させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、防火管理者をして消防計画作成させ、届け出させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消防計画作成させ、届け出させなかったものである。

○ 訓練実施命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第3条の2第2項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を超過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消火及び避難の訓練を実施させなかったものである。

○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条第1項の規定に基づき、同ホテルの防火管理者をして、同ホテルの避難通路の管理を〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号の規定に従って行わせる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から、平成 年 月 日までに、防火管理者をして、避難通路に放置された〇〇を除去させ、以後、避難通路に〇〇を放置させないように消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして避難通路に〇〇を放置させていたものである。

○ 防火対象物定期点検報告義務違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき、防火対象物点検資格者に当該ホテルにおける防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置又は維持その他火災予防上必要な事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならないにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかったものである。

○ 防災性能品使用命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルが消防法施行令第4条の3第1項（第2項）に規定する防火対象物であるところから、当該ホテルの〇〇箇所において使用する〇〇は、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用する義務がありながら、これを怠っていたため、火災予防上必要があるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から、〇〇箇所において使用する〇〇については、平成 年 月 日までに、消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用するよう、消防法第5条の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、〇〇箇所において使用する〇〇について消防法第8条の3第1項に基づく消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3第〇〇項（及び第〇〇項）に規定する基準以上の防災性能を有するものを使用していなかったものである。

○ 消防用設備等点検報告義務違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条の3の3の規定に基づき、当該ホテルに設置

されている〇〇設備を〇種の第〇類（又は〇種の第〇類）消防設備士の免状の交付を受けている者又は第〇種消防設備点検資格者の資格を有する者に点検させ（自ら点検し）、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならない義務があるにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかったものである。

○ 消防用設備等設置命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの床面積（〇〇階の床面積）の合計が〇〇㎡（地階を除く階数が〇〇）以上であるところから、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に基づき、同ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を設置する義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って平成 年 月 日までに、同ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を設置するよう消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも当該箇所に〇〇設備を設置しなかったものである。

○ 消防用設備等維持命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条第1項の規定により、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に従って維持しなければならない義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から、平成 年 月 日までに、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に適合するよう〇〇して維持するよう消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも当該箇所に〇〇設備を維持しなかったものである。

○ 資料提出命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、平成 年 月 日〇〇消防署長から、平成年月日までに、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備の設置（維持）に係る改修工事の工事契約書の写しを〇〇消防署長に提出するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である平成 年 月 日に至るも当該工事契約書の写しを提出しなかったものである。

○ 報告命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、平成 年 月 日〇〇消防署長から、平成年月日までに、〇〇に関する事項について、文書により〇〇消防署長に報告するよう消防法第4条第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限である平成年月日に至るも当該事項を文書により報告しなかったものである。

○ 使用停止命令違反の場合

(ア) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所に〇〇設備が消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に基づく技術上の基準に従って設置されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から、当該ホテルの〇〇箇所に（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令に適合する）〇〇設備を、消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って設置するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所に〇〇設備を設置せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

(イ) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所の〇〇設備が消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）及び第37条第〇〇号の規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号））の規定に従って維持されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から当該ホテルの〇〇箇所に〇〇設備を消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第17条第1項に基づく消防法施行令第30条第1項（、第2項）

及び第37条第〇〇号の

規定に基づき、〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条第〇〇項第〇〇号）（消防法第17条第2項に基づく〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に適合するように維持するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成年月日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所の〇〇設備を〇〇して維持せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

(ウ) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営する者であるが、同ホテルの〇〇箇所の〇〇が建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号に基づく建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号（〇〇の基準（昭和年月日建設省告示第〇〇号）第〇〇項第〇〇号）の規定に適合しておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から、当該ホテルの〇〇箇所の〇〇を建築基準法第〇〇条第〇〇項第〇〇号に基づく建築基準法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号（〇〇の基準（昭和年月日建設省告示第〇〇号）第〇〇）の規定に適合するように〇〇箇所を〇〇するまでの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも、当該ホテルの〇〇箇所を〇〇せずに当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

(エ) 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に所在する〇〇ホテルを有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの〇〇が消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第9条に基づく）〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定（消防計画）に従って行われておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から（防火管理者をして、）消防法施行令第〇〇条第〇〇項第〇〇号及び消防法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号（（消防法第9条に基づく）〇〇市（町村）火災予防条例第〇〇条第〇〇項第〇〇号）の規定に従って〇〇する（〇〇させる）（防火管理者をして、消防計画に従って消防計画に定められている〇〇を〇〇させる）までの間、当該ホテル（の〇〇部分）の使用を停止するよう消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成年月日に至るも、〇〇せず（防火管理者をして〇〇させず）に当該ホテル（の〇〇部分）を使用していたものである。

4 証拠となるべき資料

別添書類目録のとおり

5 犯罪の情状(注ホテルの場合の記載例である。)

ホテルは、夜間、不特定多数の者が宿泊し、しかも宿泊者は、通常、その内部に不案内であることから、ホテルの管理について権原を有する者である被告発人〇〇〇〇は、火災等の災害の発生を未然に防止するとともに、火災等が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図る社会的責務を有しているといえる。

《直罰の場合》

したがって、宿泊者の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守しなければならないにもかかわらず、(消防機関の指導(警告)に従わず)これを怠ったことは、ホテルという用途上の人命危険性を考えれば、法を無視する者として極めて悪質である。

《命令違反の場合》

したがって、宿泊客の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守し、これに違反するところがある場合は、積極的に是正しなければならないにもかかわらず、消防機関の再三にわたる指導に従わなかったのみならず、消防法に基づく措置命令さえも履行せず、これを放置していたことは、ホテルという用途上の人命危険性を考えれば、法を無視するものとして極めて悪質である。

6 参考事項

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇 (別添資料〇〇参照) (注)

7 意見

本件については、火災等の災害発生時における宿泊者の人命安全にかかわるものであり、しかも被告発人の情状を考えると、これを放置することは公共の安全上許されないので、被告発人にその社会的責任を思念させるとともに、同業者に対する戒めともなり得るよう厳重な処分をしていただきたい。

(注) 資料を添付する場合の記載例である。

[作成例②「告発書(その2)」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁
検事正 〇〇〇〇 殿

〇〇消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

甲 本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
建物所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
法人名称 〇〇〇〇株式会社
(代表取締役 〇〇〇〇)

乙 本籍地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職 業 会社役員(〇〇〇〇株式会社代表取締役)

2 罪名及び適用法条

消防法違反

甲に対して 消防法第17条第1項
消防法第17条の4第1項
消防法第41条第1項第5号
消防法第45条第2号

乙に対して 消防法第17条第1項
消防法第17条の4第1項
消防法第41条第1項第5号

3 犯罪の事実

- (1) 被告発人甲は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地に設立され、昭和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号のビルに本社を移転し、遊技場、飲食店及びサウナ浴場の経営のかたわら不動産の貸付業を営むものである。
- (2) 被告発人乙は、甲の代表取締役として、その業務を統括するものである。
- (3) 昭和〇〇年に建築された〇〇ビルは、甲所有にかかる部分と〇〇〇〇株式会社所有にかかる部分から構成され、キャバレー、遊技場、飲食店、サウナ浴場等(以下「キャバレー等」

という。) 及び銀行の用途が混在する消防法施行令別表第 1 に定める〇〇項イの防火対象物である。

甲所有にかかるキャバレー等の特定用途に供される部分(以下「本件建物」という。)の床面積の合計は、〇〇平方メートル(〇〇〇〇株式会社から賃借している〇階から〇階の特定用途部分を含めると〇〇平方メートル)であるから、消防法施行令第12条第1項第10号の設置基準に該当する。

- (4) 被告発人乙は消防法第17条第1項の規定に基づき、本件建物にスプリンクラー設備を設置する義務があるのに、平成〇年〇〇月〇〇日の立入検査以来〇回にわたる当署署員の指導を受けながら、当該平成〇年〇〇月〇〇日設備を設置しなかったため、平成〇年〇〇月〇〇日〇〇消防署長名をもって平成〇年〇〇月〇〇日までに本件建物にスプリンクラー設備を設置するよう消防法第17条の4第1項に基づき命じたが、履行期限を経過しても工事に着手せず命令に従わなかったものである。

4 証拠となるべき資料

別添え書類目録のとおり(省略)

5 犯罪の情状

本件建物は不特定多数の者が出入りし、多目的用途が混在するいわゆる典型的な雑居ビルであり、管理、営業形態、営業時間を異にし、各用途においては、多くの火気使用設備器具等が使用され、かつ多量の可燃物等が収容されていることから、出火の危険を包蔵し、ひとたび出火した場合には延焼拡大危険及び人命危険が大きい。

このような出火、人命危険の大きい建物には、消防法令に基づき、その用途、規模等に応じて、消火設備、警報設備及び避難設備等の設置規制がなされ、当該設備等の総合的效果によって人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることとしているものであるが、特に本件建物のように不特定多数の者を収容し、しかも用途の特性から酔客等が収容され、自力による避難又は迅速な避難行動が著しく困難と認められる建物に対しては、自動的に迅速かつ確実に消火作業が行われ、火、煙、有毒ガス等の拡散を有効に防止する機能を有するスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである。

このことから、本件建物には自動火災報知設備、屋内消火栓設備、屋外階段等の諸設備が設けられているが、火災発生時に他の設備では代替することのできない自動消火の機能を有し、かつ消火効率のきわめて高いスプリンクラー設備が設けられていないことは人命安全上重大な欠陥である。

- (1) 被告発人乙は、本件建物において不特定多数の者を対象とする営利事業を営んでいる以上、これらの者の安全保護について常に真剣に取り組まなければならない社会的責務を有し、消防法令に定めるスプリンクラー設備を積極的に設置しなければならないのに、当署署員の〇回にわたる指導を無視し、消防法第17条の4第1項に基づく設置命令さえも履行せず、これを放置していることは、複合用途対象物という人命危険を包蔵した建物だけに公共の安全に対する配慮に著しく欠けるものとして許しがたい。
- (2) 被告発人甲は、法人として当然に本件建物を利用する不特定多数の者の安全を確保すべき責任を有しながら、本件命令が履行されず、スプリンクラー設備が設置されていないことは、

その業務に関し、責任を十分に果しているとは認められない。

6 意見

本件については、特定防火対象物の防災上の安全を確保しようとする消防法の趣旨にのっとり、スプリンクラー設備の設置について、平成〇年〇〇月〇〇日の立入検査以来指導書の交付、現地指導、関係者に対する直接指導等の手段により、〇回の反復指導を行ったものであるが、被告発人乙は指導を受け入れようとせず、是正について積極的な姿勢が認められなかったので、平成〇年〇〇月〇〇日設置命令を発したものである。

本件命令は、火災発生時の延焼拡大危険、人命危険を排除しようとする公益性の見地から発したものであるから、被告発人乙は、本件建物に存在する人命危険等について、経営者の責任において、これを排除する義務を受忍すべきにもかかわらず、建物構造及び経営上の問題等をたてに、正当な理由もなくスプリンクラー設備は設置できない旨の主張を繰り返すのみで、ならスプリンクラー設備の設置について具体策を検討することもなく、履行期限の6箇月を徒過したものである。

ひるがえって、本件建物は火災によって多数の犠牲者を出した、大阪千日デパートビル、熊本大洋デパート等と同様な不特定多数の者を収容するものであり、多くの火気を使用する飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等が混在し、一般の事業所ビル等に比較して、出火の危険は高く、また、ひとたび火災が発生すれば、各店の管理及び営業形態、営業時間が異なること等から、建物に不案内な多数の客の統制ある避難誘導は極めて困難になると思料される。

したがって、災害予防の任にあたる消防機関としては、公共の安全を確保する見地から、このような消防上危険と認められる防火対象物にかかわる重大違反を放置することはできないので、被告発人甲及び乙にその社会的責任を思念させるとともに、この種スプリンクラー設備の履行者に対する行政の公平を図るためにも、厳しく処分していただきたい。

7 参考事項

(1) 本件建物のスプリンクラー設備の設置にかかわる根拠規定

本件建物は、消防法第17条第1項にいう防火対象物であり、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるから、消防法施行令第12条第1項第10号に該当する防火対象物である。

(2) 査察経過

平成〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防士長〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を、平成〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。) [省略]

平成〇年〇〇月〇〇日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補〇〇〇〇以下〇名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を、平成〇年〇〇月〇〇日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。) [省略]

平成○年○月○日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補○○○○以下○名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を、平成○年○月○日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

平成○年○月○日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補○○○○以下○名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備を、平成○年○月○日までに設置するよう指導。指導内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

平成○年○月○日立入検査実施

(立入検査員、消防司令補○○○○以下○名)

立入検査結果通知書交付

(スプリンクラー設備未設置の指摘。指摘内容は別添え立入検査結果通知書参照。)[省略]

(3) 違反処理経過

平成○年○月○日警告書発行

(建物全般にスプリンクラー設備を平成○年○月○日までに設置すること他○件。別添え警告書参照。)[省略]

平成○年○月○日警告書発行

(建物全般にスプリンクラー設備を平成○年○月○日までに設置すること他○件。別添え命令書参照。)[省略]

(4) スプリンクラー設備の概要(別添えスプリンクラー設備の概要参照。)[省略]

(5) スプリンクラー設備の奏功例(別添えスプリンクラー設備の作動事例参照。)[省略]

(6) スプリンクラー設備の未設置による火災拡大事例(別添えスプリンクラー設備未設置に起因した火災拡大事例参照。)[省略]

(7) スプリンクラー設備の設置例(別添え既存そ及防火対象物のスプリンクラー設備設置例参照。)[省略]

(8) 火気使用器具の使用実態(別添え○○ビル内の火気使用実態一覧表参照。)[省略]


(9) 収容可燃物の実態(別添え○○ビル内階別収容物等の実態参照。)[省略]

(10) 消防用設備等の設置状況(別添え○○ビル階別消防用設備等設置状況(平成○年○月○日現在)参照。)[省略]

[作成例⑳「過料事件通知書」]

〇〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方裁判所民事〇〇部 御中

消防長(消防署長) 

通 知 書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

1 違反者の氏名及び住所

氏 名 〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 違反対象物の名称等及び管理権原者

氏 名 〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

変更前の管理権原者 〇〇〇〇

3 違反事実の要旨

上記違反者は、平成〇年〇〇月〇〇日に、上記違反対象物の管理について権原を有する者に
変更があつたにもかかわらず、その旨を消防長又は消防署長に届け出なかつたもの

4 該当法条

消防法第8条の2の3第5項(特例認定防火対象物の管理権原者変更の届出)

消防法第46条の5

5 添付書類

特例認定申請書、違反調査報告書、賃貸借契約書、住民票

〔作成例④「防火対象物定期点検報告実施の勧告」〕

〇〇〇 第 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇 印

勧 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇〇
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第8条の2の2第1項違反と認めるので、下記のとおり履行するよう勧告する。

記

勧告事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、上記の防火対象物について、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を防火対象物定期点検結果報告書により〇〇消防署長に報告すること。(消防法第8条の2の2第1項)

[作成例⑤「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告実施の勧告」]

〇〇〇第 〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長 〇〇〇〇 印

勧 告 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇〇
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、消防法第17条の3の3違反と認めるので、下記のとおり履行するよう勧告する。

記

勧告事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、上記の防火対象物について、消防設備点検資格者に点検させ、その結果を消防用設備等点検結果報告書により〇〇消防署長に報告すること。（消防法第17条の3の3）